

GLOW 規約

改正 2013年12月19日

改正 2015年7月26日

改正 2016年12月11日

改正 2017年12月16日

第1章 総則

第1条 (名称)

本サークルの名称はGLOW とする。

第2条 (所在地)

本サークルの本部は早稲田大学内におく。

第3条 (目的)

本サークルは、

1. セクシュアルマイノリティの仲間と出会ったことのないセクシュアルマイノリティ学生に対して仲間との出会いの場を提供すること。
2. キャンパス内において、セクシュアルマイノリティ学生が居場所を確保し、共有していくこと。

を主要な目的とし、会員同士の交流活動や社会的な活動などの幅広い活動を通じて、各会員が人間的な成長を目指す。

第4条 (活動)

本サークルの活動として、月に1回以上の行事、その他諸々の交流を行う。

第2章 構成員

第5条 (構成員)

本サークルは、セクシュアルマイノリティの大学生、大学院生、専門学校生により構成される。ただし9月卒業生は、年度末まで在籍できる。

第6条（入会および新入生勉強会）

1. 入会希望者は、一定の体験入会期間を経たうえで、入会届の提出・会費の納入・新入生勉強会への参加・規約の読み合わせの入会手続き完了をもって入会とする。
2. 新入生勉強会は、規約第3条に規定された当サークルの活動目的を実現するために、新入生が、サークル生活を送るうえで必要な最低限の事柄を、共有するために行われる。
3. 幹部および幹事は、入会希望者に対して、新入生勉強会を受ける機会を提供することに責任を持つ。

第7条（退会）

1. サークル員は幹事長への報告をもって自由に退会が出来る。この場合、自らの意志に基づき、再入会が出来る。ただし、再入会の際には会費を改めて納める必要がある。
2. 中央会議欠席者で、3回連続で委任状を提出せずに中央会議を欠席したものは、在籍の意思が無いものとみなし、退会とする。この場合、自らの意志に基づき、再入会が出来る。ただし、再入会の際には会費を改めて納める必要がある。
3. 上記以外の理由で、サークル及びサークル員に対して著しい損害を与えたものは、中央会議の決議を経て除名される。再入会は中央会議の承認を要する。ただし、除名の濫用はこれを認めない。

第8条（年次）

1. サークル員は在籍年数に応じて、年次を振り分けられる。
2. 2年次以上のサークル員は1年次のサークル員に対して世話役となる。
3. 年次の進級は1月とする。

第3章 機関

第1節 議決機関

第9条（中央会議）

1. サークルの意思決定の場として、月に1回、中央会議をもうける。サークル員は中央会議で発言・提案・議決する権利を有する。
2. サークル員は中央会議に出席する義務を負う。やむを得ず欠席する際は、事前に、理由を付して、委任状を幹部に提出する。委任状は、議決権を議場に委任し、議決に従う旨を記したものである。
3. 議題を提案する際は、予め、提案者を含め2人以上の賛同者を得なければならない。
4. 審議は、以下の要件を満たすことで、成立する。
 - 一、中央会議の出席者数が、サークル員数の三分の一以上であること。ただし、委任状の提出者は出席者に含める。
 - 二、委任状の提出者を含めない出席者の数が、10名以上であること。
5. 議決は、以下の要件を満たすことで、成立する。
 - 一、本条4項の要件を満たしていること。
 - 二、棄権者・委任状提出者を除き、出席者の過半数の賛成により可決されること。
6. 緊急にサークルの意思を決定する必要がある場合、中央会議の規定に準じて臨時中央会議を開くことができる。

第2節 執行機関

第10条（幹部）

1. 幹部三役は幹事長・副幹事長・会計からなる。
 - 一. 幹事長は本サークルを代表し、統率をとる。
 - 二. 副幹事長は幹事長の補佐を務め、幹事長不在の際には、その代行を務める。
 - 三. 会計は、サークルの運営に必要な資金を管理し、諸々の会計事務を行う。
2. 幹部三役は、交代時2年次の早大生のサークル員が担当する。
3. 中央会議は幹部三役を任命する。
4. 幹部交代は12月に行う。

第11条（幹事）

1. 中央会議は必要に際して幹事を任命することができる。
2. （削除）
3. 幹事はサークル活動の責任を負い、中央会議において決定された事項、および規約に定められた業務を執行する。

第4章 会計

第12条（部費）

サークルの活動・運営に必要な費用は、会員から会費として徴収する。徴収する時期・額に関しては、中央会議で決議する。

第13条（会計報告）

会計は、年に1度、会計報告を行う。

第5章 プライバシー

第14条 (プライバシーポリシー)

サークル員が、サークルの活動の範囲で知りえた個人・団体の情報を使用する場合は、運営・活動に必要な限度に制限される。また、情報の使用に関しては以下各号の規制を受ける。

1. サークル員は、サークルに関わる全ての個人・団体の情報を漏洩しないよう管理する責任を負う。
2. サークル員は、本人の許可を得た場合、もしくは任意の調査に応じる場合を除き、サークルの構成員を含む第三者に、情報の提供をしてはならない。
3. サークル員は、現代の社会状況に鑑みて、サークル及びその構成員の情報の漏洩が本人そしてその周辺に与える影響を深く理解し、活動・運営に際して、これら個人情報に特に慎重に取り扱われることを留意しなければならない。
4. 肖像権に関して、写真及び映像等を、サークル員を除く不特定多数の第三者の目に触れる状態におくときには、その写真及び映像等によって特定される個人全ての許可を必要とする。

第15条 (違反に対する措置)

1. 上記、プライバシーポリシーに対し、著しい違反のあった旨が幹部に報告されたとき、幹部はその申し立てを審議する。結果、その違反が認められるとき、中央会議への付託が妥当と認められる場合は、中央会議は違反者に対して適切な処置を施す義務を負う。
2. 全てのサークル員は個人・団体の情報が漏洩されたことを知った場合、これを速やかに幹部に報告する義務を負う。

第6章 規約

第16条 (規約)

1. 規約は全会員で共有化されるものとし、毎年度初めの中央会議の場において、読み合わせを行う。
2. 規約は常に会員によって見直され検討されなければならない。
3. 規約に改訂の必要が生じた際は、中央会議で正式な決定・承認を経た上で改訂を行う。

(発効日)

本規約の発効は、2010年11月23日とする。